

公告

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）に基づき下記のとおり公告します。

2026年7月15日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役 理事

記

1. 公告件名：イラク国産業多角化及びスタートアップ振興に係る情報収集・確認調査【有償勘定技術支援】（一般競争入札（総合評価落札方式－ランプサム型））
2. 競争に付する事項：入札説明書第1章1. のとおり
3. 競争参加資格：入札説明書第1章3. のとおり
4. 契約条項：「調査業務用」契約約款及び契約書様式を参照
5. 技術提案書及び入札書等の提出：
入札説明書第1章2. 及び6. のとおり
6. 開札日時及び場所：
入札説明書第1章9. のとおり
7. その他：入札説明書のとおり

入札説明書

【一般競争入札（総合評価落札方式 - ランプサム型）】

業務名称：イラク国産業多角化及びスタートアップ振興に係る情報
収集・確認調査【有償勘定技術支援】（一般競争入札（総
合評価落札方式 - ランプサム型））

調達管理番号：26a00398

【内容構成】

第1章 入札の手続き

第2章 特記仕様書

第3章 技術提案書作成要領

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下、JICA という）」が、民間コンサルタント等を実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出する技術提案書に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する入札書に記載された入札金額に基づいた価格評価点との総合点により落札者を決定することにより、JICA にとって最も有利な契約相手方を選定する入札方式を採用します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係る技術提案書及び入札書の提出を求めます。

2026 年 7 月 15 日

独立行政法人国際協力機構

国際協力調達部

第1章 入札の手続き

1. 競争に付する事項

(1) 業務名称：イラク国産業多角化及びスタートアップ振興に係る情報収集・確認調査【有償勘定技術支援】（一般競争入札（総合評価落札方式 - ランプサム型））

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書」のとおり

(3) 適用される契約約款：

「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、契約書では消費税を加算します。（全費目課税）¹

(4) 契約履行期間（予定）：2026年9月から2028年1月

先方政府側の都合等により、本入札説明書に記載の業務スケジュール等を変更する必要が生じる場合には、必要な調整を行います。

(5) ランプサム（一括確定額請負）型契約

本件について、業務従事実績に基づく報酬確定方式ではなく、当該業務に対する成果品完成に対して確定額の支払を行うランプサム（一括確定額請負）型にて行います。

(6) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12か月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記（4）の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

1) 第1回（契約締結後）：契約金額の28%を限度とする。

2) 第2回（契約締結後13か月以降）：契約金額の12%を限度とする。

(7) 部分払の設定

本契約については、1会計年度に1回部分払いを設定します。²具体的な部分払の時期は、契約締結時に確認しますが、以下を想定します。

1) 2026年度末（2026年12月頃）

¹ 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

² 各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要があります。

2. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

国際協力調達部 契約推進第一課/第二課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

(2) 事業実施担当部

中東・欧州部 中東第二課

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	日程
1	資料ダウンロード期限	2026 年 7 月 21 日 まで
2	入札説明書に対する質問	2026 年 7 月 22 日 12 時まで
3	質問への回答	2026 年 7 月 27 日まで
4	入札書（電子入札システムへ送信）、別見積書・技術提案書の提出日	2026 年 7 月 31 日 12 時まで
5	技術提案書の審査結果の連絡	入札執行の日時の 2 営業日前まで
6	入札執行の日時（入札会）	2026 年 8 月 20 日 10 時
7	技術評価説明の申込日（落札者を除く）	入札会の日の翌日から起算して 7 営業日まで （申込先： https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM ） ※2023 年 7 月公示から変更となりました。

3. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

特定の排除者はありません。

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者としてします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（１）の２）に規定する競争参加資格要件のうち、１）全省庁統一資格、及び２）日本登記法人は求めません（契約締結までに、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、技術提案書に添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表印または社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

4. 資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に示される手順に則り各自ダウンロードしてください。

[https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER %E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB %E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf](https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

提供資料：

- ・第3章 技術提案書作成要領に記載の配付資料

5. 入札説明書に対する質問

(1) 質問提出期限

1) 提出期限：上記2. (3) 日程参照

2) 提出先：<https://forms.office.com/r/TA9GQcZ7SN>

なお、公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

(2) 質問への回答

1) 上記2. (3) 日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

2) 回答書によって、仕様・数量等が変更されることがありますので、本件競争参加希望者は質問提出の有無にかかわらず回答を必ずご確認ください。入札金

額は回答による変更を反映したものとして取り扱います。

(3) 説明書の変更

競争参加予定者からの質問を受けて、又は JICA の判断により、入札説明書の内容を変更する場合があります。変更は、遅くとも入札書提出期限の2営業日前までに JICA ホームページ上に行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

変更の内容によっては、当該変更内容を提出される入札書に反映するための期間を確保するため、入札書提出期限を延期する場合があります。

6. 入札書・技術提案書の提出

(1) 提出期限：上記2.(3) 日程参照

(2) 提出書類

技術提案書・入札書・別見積書

(3) 提出方法：

国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。

(<https://partner.jica.go.jp/>)

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください

(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

ただし、入札書は電子入札システムを使用して行います。

1) 技術提案書

- ① 技術提案書の提出方法は、電子データ（PDF）での提出とします。
- ② 技術提案書はパスワードを付けずに格納ください。

2) 入札書（入札価格）

- ① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額（消費税は除きます。）を、上記2.(3) 日程の提出期限日までに電子入札システムにより送信してください。
- ② 上記①による競争参加者の入札価格により価格点を算出し、総合点を算出して得られた入札会の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から

電子メールにより行います。

3) 別見積

別見積書はパスワードを設定した PDF ファイルとして格納してください。ファイル名は「24a00123 ○○株式会社 見積書（または別見積書）」としてください。なお、パスワードは、JICA 国際協力調達部からの連絡を受けてから e-koji@jica.go.jp へ送付願います。

(4) 電子入札システム導入にかかる留意事項

1) 作業の詳細については、電子入札システムポータルサイトをご確認ください。

(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>)

2) 電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

7. 技術提案書の審査結果の連絡

技術提案書は、JICA において技術審査し、技術提案書を提出した全者に対し、入札会の2営業日前までに、電子メールにて結果を連絡します。期日までに結果が通知されない場合は、上記2. 選定手続き窓口にお問い合わせ下さい。入札会には、技術提案書の審査に合格した者しか参加できません。また、技術提案書が不合格であった競争参加者の入札書（電子データ）は、JICA にて責任をもって削除します。

8. 入札書

(1) 入札価格の評価は、「第2章 特記仕様書」に規定する業務実施に対する総価（円）（消費税抜き）をもって行います。電子入札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。また、電子入札システムにて自動的に消費税10%が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。

(2) 競争参加者は、一旦提出した入札書を引換、変更又は取消すことが出来ません。

(3) 競争参加者は、入札説明書に記載されている全ての事項を了承のうえ入札書を提出したものとみなします。

(4) 入札保証金は免除します。

(5) 入札（書）の無効

次の各号のいずれに該当する入札は無効とします。

1) 競争に参加する資格を有しない者のした入札

2) 入札書の提出期限後に到着した入札

3) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

4) 明らかに連合によると認められる入札

- 5) 同一競争参加者による複数の入札
- 6) 条件が付されている入札
- 7) 定額計上を入札金額に含める指示がある場合、入札金額内訳書にて異なる金額が計上された入札
- 8) その他入札に関する条件に違反した入札

9. 入札執行の日時、手順等

(1) 日時：上記2. (3) 日程参照

(2) 入札会の手順

1) 開札方法

本案件では電子入札システムにて開札を行います。

2) 再入札

全ての入札価格が予定価格を超えた場合（以下「不落」という。）には、再入札を実施します。詳細は下記（3）のとおりです。

3) 入札途中での辞退

「不落」の結果に伴い、入札会開催中に再入札を辞退する場合は、再入札の日時までに電子入札システムから退屈を必ず提出（送信）してください。

³

(3) 再入札の実施

すべての入札参加者の応札額が機構の定める予定価格を超えた場合（不落）は、再入札を実施します。落札者が決定するまで、再入札は2回まで実施します。

機構にて再入札の日時を決定したうえで、電子入札システムから「再入札実施通知書」が発行されます。本通知書に記載の入札期限までに、所定の方法により電子入札システムへ再入札価格を送信してください。

(4) 入札者の失格

入札会において、入札執行者による入札の執行を妨害した者、その他入札執行者の指示に従わなかった者は失格とします。

(5) 入札会の終了

3回の入札でも落札者が決まらない場合、入札会を終了します。落札者が決まらずに入札会が終了した場合、競争参加者を対象に、（不落）随意契約の交渉をお願いする場合があります。

³ この辞退届を送信しないと、辞退扱いになりません。

10. 落札者の決定方法

(1) 評価方式と配点

技術評価と価格評価を加算する総合評価落札方式とします。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を 100 点満点とし、配点を技術評価点 70 点、価格評価点 30 点とします。

(2) 技術評価の方法

「第3章 技術提案書作成要領」の別紙3「技術提案書評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」

② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」

(3) 価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を 100 点とします。②それ以外の者の価格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り 100 を乗じます（小数点第三位以下を四捨五入し小数点第二位まで算出）。具体的には以下の算定式により、計算します。

① 価格評価点：最低見積価格＝100 点

② 価格評価点：（最低見積価格／それ以外の者の価格）×100 点

ただし、ダンピング対策として、競争参加者が予定価格の 80%未満の見積額を提案した場合は、予定価格の 80%を見積額とみなして価格点を算出します。

なお、予定価格の 80%を下回る見積額が最も安価な見積額だった場合、具体的には以下の算定式により価格点を算出します。

最も安価な見積額：価格評価点＝100 点

それ以外の見積額（N）：価格評価点＝（予定価格×0.8/N）×100 点

*最も安価ではない見積額でも予定価格の 80%未満の場合は、予定価格の 80%をNとして計算します。

予定価格を上回る入札金額（応札額）については、失格とします。

(4) 総合評価の方法

技術評価点（加点分を含む）と価格評価点 70：30 の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分をそれぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

$$(\text{総合評価点}) = (\text{技術評価点}) \times 0.7 + (\text{価格評価点}) \times 0.3$$

(5) 落札者の決定方法

以下のすべての要件を満たしたものを落札者とします。なお、落札となるべき総合評価点の者が2者以上あるときは、技術評価点が最も高いものを落札者とします。さらにこの場合、技術評価点が最も高いものが2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定します。

- 1) 技術評価点が入札説明書において明示する基準点を下回らないこと
- 2) 入札価格が機構により作成された予定価格の制限の範囲内であること
- 3) 当該競争参加者の総合評価点が最も高いこと

1 1. 契約書作成及び締結

- (1) 落札者から、入札金額内訳書を提出いただきます。
- (2) 速やかに契約書を作成し締結します。
- (3) 契約書附属書Ⅲ「契約金額内訳書」については、入札金額内訳書に基づき、設定します。

1 2. フィードバックのお願いについて

JICA では、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと思います。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

第2章 特記仕様書

本特記仕様書に記述されている「脚注」及び別紙2の「技術提案書にて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者が技術提案書を作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。また、契約締結に際しては、技術提案書の内容を適切に反映するため、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条 調査の背景・経緯

(1) 当該国における民間セクター開発の現状・課題及び本事業の位置付け

イラク共和国（以下、「イラク」という。）は、石油部門がGDPの約53%を占め、また歳入の約9割を石油に依存するなど、石油産業に大きく依存した経済構造を有しており（世界銀行、2025）、原油価格や輸出量の変動が国家財政や経済全体に直接的な影響を及ぼす脆弱な体質にある。加えて、2026年2月の米国・イスラエルのイラン攻撃に伴うホルムズ海峡の封鎖の影響により、原油生産量は約3分の1程度まで低下し、2026年3月だけで最大70億ドルの歳入損失が発生している（世界銀行、2026）。この石油依存型経済からの脱却と、非石油部門の成長を通じた産業の多角化は喫緊の課題である。現状、民間部門のGDP寄与率は2018年の27.3%から2022年に29.1%へと上昇したものの（Iraq National Development Plan 2024-2028）、サウジアラビアの55%（Saudi Vision 2030、2025）やUAEの77.3%（UAE Ministry of Economy、2025）等と比較すると依然として低い水準にとどまっており、非石油・民間の寄与は限定的である。投資環境は、不安定な治安、複雑な行政手続き、法令遵守の弱さ、ガバナンスの欠如などにより国際的評価が低い。世界銀行のBusiness Ready（B-READY）2024では、イラクは会社設立の簡素化など規制面で一定の改善が認められる一方、企業活動を支える競争法が存在しているにもかかわらず、執行機関が未整備で、公正な競争環境を確保する仕組みが十分に機能していない点が指摘されている。このため、ビジネス環境には依然として大きな制約があると評価されており、外国直接投資（FDI）は、▲74.6億ドル（GDP比▲2.7%）であり、ヨルダン（16.4億ドル、3.1%）、トルコ（105.9億ドル、0.9%）、サウジアラビア（157.4億ドル、1.7%）、UAE（456.3億ドル、8.5%）など周辺・地域主要国と比較しても極めて低水準にとどまっている（UNCTAD 2025、世界銀行2025）。失業率は15.3%（2024年）で、若年層（15～24歳）では32.1%（2024年）に達している。労働力全体の約4割程度（推計）が公的部門に従事しているなど、公共部門が主要な雇用先となっていることから、公務員への過度な雇用集中および民間セクターの雇用吸収力の弱さから、若年層の就業機会は依然として限定的である。このような状況を踏まえ、スタートア

アップ支援は、民間主導の雇用機会の拡大を図るための施策の一つとして、若年層の雇用創出および社会安定化の観点から重要である。他方、イラクのスタートアップ・エコシステムは未成熟な段階にあり、アクセラレーターやインキュベーション施設は都市部に偏在し、地方では支援インフラがほぼ存在しない。資金調達環境も脆弱で、ベンチャーキャピタル（VC）やコーポレートベンチャーキャピタル（CVC）による投資は限定的である。加えて、担保を設定出来ないことから、銀行融資を受けることも困難である。また、起業教育やビジネススキル研修を提供する大学・専門機関は非常に限定的な状況である。JICA が実施した「イラク国若年層雇用環境及び起業環境に関する情報収集・確認調査」においても、若年層の起業・雇用課題として「スキル育成不足・資金不足・ネットワーク不足」が確認されており、これらの課題を解消するための起業家に対するアクセラレーションプログラム等の実践的支援が、若者の雇用促進に有効であることが示されている。

これらの課題に対応するため、イラク政府は国家開発計画（National Development Plan 2024-2028）において、経済多角化及び民間セクターの競争力強化を重要課題として掲げている。同計画では、非石油産業の育成、投資環境の改善、デジタル化による行政効率化、ICT 産業の強化、人材育成、教育改革等を包括的に進めることで、持続可能な経済成長を目指している。

本事業は、上述の背景を踏まえ、イラクの産業多角化及びスタートアップ振興を促進するために必要な情報収集・分析を行い、調査結果に基づき課題を抽出した上で、解決に向けた施策を検討する。さらに、当該施策の有効性を検証するための仮説を設定し、当該仮説の検証を目的とした実証実験の実施に向け、その実施計画の作成までを行うことを目的とする。具体的には、産業構造並びに潜在力を把握するとともに、投資環境、法制度・ガバナンス、インフラ等の課題を明確化する。また、スタートアップ・エコシステムの成熟度や主要プレイヤー、資金供給構造、支援インフラの現状を分析し、スタートアップ・エコシステムの強化に資するパイロット活動の検討を行い実施計画を策定する。併せて、日本企業の参入可能性や連携の方向性について検討するとともに、我が国及び JICA の支援方針・戦略策定に資する情報収集・分析を行う。これらの調査結果は、将来的な協力量針や海外投融資事業形成等に向けた基礎データとして活用される。

（２）民間セクターに対する我が国及び JICA 協力量針等と本事業の位置づけ

対イラク国別開発協力量針（2023 年 9 月）では、「持続可能な経済成長のための経済基盤の強化」を重点分野に掲げ、その中で「石油に依存しない健全な経済・社会成長を実現するための、産業多角化支援・民間セクター主導による経済発展の推進」などを重要課題として位置付けている。本事業は、これら方針に合致し、JICA のグローバル・アジェンダ「4. 民間セクター開発」にも貢献するものである。

（３）当該セクターにおける他の援助機関の対応

１）国際金融公社（IFC）

IFC は 2025 年 9 月に、1,000 百万米ドル規模の新規投資および関与を発表。イラクのエネルギー分野に加え、インフラ、ヘルスケア、農業、金融など幅広い分野で、国内民間セクターの支援に活用する。

２）国連開発計画（UNDP）

UNDP は 2024 年 6 月に「Iraq SDG Investor Map」を発行。気候レジリエンス、経済多様化、製造業再活性化など、SDGs 達成に沿った収益性のある投資機会を明示し、民間セクターが参入しやすい環境づくりに貢献。

３）欧州復興開発銀行（EBRD）

EBRD は 2025 年 12 月にイラク商業銀行である National Bank of Iraq (NBI) に 100 百万米ドルの貿易金融枠を提供。貿易金融へのアクセス拡大、国際市場との統合促進、地元企業の強靱性強化を通じて、イラク経済を支援。

第 2 条 調査の目的と範囲

本調査は、「第 1 条 調査の背景・経緯」に記載する目的を達成するために「第 3 条 調査実施の留意事項」を踏まえつつ、「第 4 条 調査の内容」に示す事項の業務を実施し、「第 5 条 報告書等」に示す報告書等を作成するものである。

第 3 条 調査実施の留意事項

（１）調査実施方針

本調査は、事前準備段階で、既存資料の収集・分析や AI 等を活用した、効率的かつ網羅的なデスクトップ調査を行うものとする。加えて、イラク側とのメール等による事前確認及び調整を行い、協議方針を整理したうえで現地業務に臨む。調査実施時は、イラク側と十分に協議のうえ各種報告書に反映する。イラクでは対面でのコミュニケーションが重視されるため、業務渡航が可能な場合、治安状況を注視しつつ、渡航禁止地域を除き、可能な限り邦人が現地で調査を行う。また治安状況が流動的であることや、イラク政府が様々な宗教派閥、民族派閥で構成され先方政府の意向も流動的になるなどの不確定要素があるため、状況に応じて発注者と適宜協議する。また調査には米・イスラエルのイラン攻撃による影響を含めるものとする。

（２）調査対象地域

本調査の対象地域はクルディスタン地域を含むイラク全土とする。

(3) 現地再委託及びローカルコンサルタントの活用

本調査のうち、現地での情報収集については、その支援・補助業務をそれぞれ現地再委託により実施することを認める。一方、その後の情報の分析および実証実験の実施計画の作成については、再委託先が収集した情報をもとに、日本側の調査団で実施するものとする。現地再委託費については、定額計上とする。またイラクにおいて、首都バグダッド市、ディカール県、バスラ県、ムサンナ県、エルビル県、ドホーク県、スレイマニア県以外は渡航禁止地域にあたることから、渡航禁止地域への邦人の入域は行わないこととする。他方で、渡航禁止地域での調査については、再委託及びローカルコンサルタントとして現地人材を活用する方針とする。

(4) 調査フロー

以下、調査フロー案であるが、より効率的な調査フローが考えられる場合はプロポーザルにて提案すること。

1) 情報収集・分析（国内調査）

机上調査、関係機関へのオンラインヒアリング実施、インセプション・レポートの作成（2026年9月～12月）

2) 情報収集・分析（現地調査）

キックオフミーティング、調査団及び再委託先による現地調査（2026年12月～2027年2月）

3) 調査結果整理・分析・評価・設計

再委託先による現地調査結果含むインテリム・レポートの作成、実証実験の実施計画の作成（2026年10月～2027年2月）

4) 調査結果の取りまとめ及びドラフト・ファイナル・レポートの作成、イラク側への説明（2027年8月～10月）

5) 整理作業

調査結果の取りまとめ及びファイナル・レポートの作成（2027年12月）

(5) 安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。都度最新の国別安全対策措置に従い、JICA 安全管理部長承認地域へは所定の決裁を踏まえて渡航を実施する。なお、外務省危険レベル3以上の地域に邦人が渡航する場合、功労金（戦争特約）の付保の条件としても JICA の「セルフ・ディフェンス研修（実技）」の受講を必須とする。第3条

(3) に記載の通り、渡航禁止地域での調査については再委託及びローカルコンサルタントとして現地人材を活用する方針である。現地再委託先及びローカルコンサルタント（以下、「再委託先等」）の安全管理については、以下の通り定め、⑥については必要に応じて検討する。

1) 本業務に携わる再委託先等が、「外務省渡航情報危険レベル3以上の地域」もしくは「JICA 安全対策措置による渡航禁止地域」（以下、「危険地域」）において業務を実施することが想定される場合は、契約書において以下を定める。

- ① 再委託先等が、その業務従事者への安全対策も含め、自身の責任で業務を実施するように規定する。
- ② 契約時には、現地で想定される危険に対し、本業務受注企業が必要と考える安全対策の手段を明示し、そのための必要経費を計上する。
- ③ 上記に基づき、再委託先等は業務従事者に対する安全対策を履行することを規定する。
- ④ 本契約に基づく業務渡航は JICA の安全対策措置の対象となる事を再委託先等に明示する。
- ⑤ 再委託先等は委託先及び JICA イラク事務所と常時連絡が取れる体制とすることを規定する。
- ⑥ 現地における法令及び契約慣行をふまえ、必要に応じて、使用者（発注者）の免責について、付記する。

2) 業務により、再委託先等の業務従事者が危険地域に渡航し、あるいは業務に従事することが予期される場合は、委託先は再委託先等との以下の対応について合意すること。

- ① 再委託先等は、現地の警察、軍、治安関係者、その他のソースからの安全情報を収集し、必要なアドバイスを受ける。
- ② 再委託先等の業務従事者は、携帯電話等の連絡手段を確保し、常に委託先と連絡を取ることを確保する。
- ③ 再委託先等の対象地域での活動・地域間の移動は原則として日の出から日の入の間とする。

- ④ 再委託先等の業務従事者の現地での活動計画について、1 か月先までの活動計画書を常時委託先及び委託先を通じて、JICA 主管部及びイラク事務所の案件担当者に共有する。
- ⑤ 再委託先等の業務従事者の緊急連絡先を委託先、委託先を通じて JICA 主管部及びイラク事務所に共有する。
- ⑥ 本業務実施中に業務対象地での安全性に懸念が生じ、JICA が対象地の変更や業務の一時中断を含めた判断を行った場合、再委託先等は委託先または JICA からの連絡に従う。また、再委託先等が安全確保を第一とする観点から業務を中断した場合、速やかに委託先及び JICA 主管部及びイラク事務所に報告する。

（６） 便宜供与等

本調査は当機構が主体的に実施するものであり、イラク側からの便宜供与は限定される（現在は関係省庁との面談アレンジ等を想定）。本調査実施にあたり、コンサルタントは自社の経験を活かして調査を遂行することが求められるが、円滑な調査実施のため、当機構イラク事務所及び中東・欧州部より対応が必要な場合は、調査スケジュール通知と調査への協力依頼及び初回のアポイント取り付け支援等のサポート、面談等への同行を予定している。なお、調査開始に当たっては、インセプション・レポート及びパワーポイントを用いた概要説明資料（英語）を作成し、本調査の目的、意義、便宜供与依頼事項等を先方に丁寧に説明したうえで、協力を求めること。

（７） 関連機関とのヒアリング及び協議における情報共有について

業務の過程で生じた調査関連機関へのヒアリングおよび JICA と関連機関との協議の際には面談録・議事録として、文書に日時・場所・面談者・要点を日本語でまとめた上で、JICA に提出すること。

第４条 調査の内容

上記「第３条 調査実施の留意事項」を踏まえ、以下の調査を実施する。

- （１）情報収集・分析 ※当該項目については、現地再委託での実施を認めます。
- （２）調査結果に基づく課題の抽出、解決に向けた施策の検討及び有効性検証のための実証実験実施に向けた実施計画（概要、目的、課題、予算規模、スケジュール、リスク等を含む）の作成
- （３）産業多角化及びスタートアップ振興に向けた具体的提言と JICA への具体的支援内容の提言
- （４）報告資料作成及び報告会の実施

具体的には以下のとおり。

(1) 情報収集・分析

1) イラクにおける産業多角化政策に関する情報収集・分析

- ・ イラク中央政府レベルの国家開発計画内における産業多角化に関する戦略及び政策の位置づけ、方針を確認する。
- ・ イラク中央政府レベルにおける、産業多角化に関する現行および将来実施検討中の政策方針について情報収集・分析を行う。
- ・ イラク政府において産業多角化政策を担う、担当機関の体制、組織概要、役割、人員、予算・財務状況に関し、情報収集・分析を行う。イラク政府における雇用創出に関する政策上の位置づけや政府機関の実施体制、予算・財務割り当て等、情報収集・分析の上、整理する。

2) イラクにおける産業構造・マクロ経済に関する情報収集・分析

- ・ イラク全土における各産業に関する基礎的な指標（GDP 構成比、潜在的成長率等）について情報収集・分析を行う。また、それら情報のイラク国内の地域別比較及び中東地域の主要国（例：UAE、サウジアラビア、ヨルダン、エジプト等）との比較分析を行い、イラクが地域内でどのような位置づけにあるのか、強み・課題を明らかにする。なお、基本的な指標については、可能な限り経年の情報を収集することとする。
- ・ イラク全土における労働市場に関する基礎的な指標（労働力人口、年齢比、ジェンダー比、平均賃金、失業率、人材確保状況、人材の能力、人材の成長速度、就学就労歴、就労環境、人材育成環境等）に関する情報収集・分析を行う。また、中東地域の主要国（例：UAE、サウジアラビア、ヨルダン、エジプト等）との比較分析を行い、イラクが地域内でどのような位置づけにあるのか、強み・課題を明らかにする。なお、基本的な指標については、可能な限り経年の情報を収集することとする。
- ・ イラク全土における金融市場に関する基礎情報（中央銀行の金融政策（政策金利含む）、主要銀行（国営・商業銀行）の概況（財務健全性含む）、金融包摂等）について情報収集・分析を行う。大企業及び中小企業に対する融資の実態やイラク金融市場の信用リスク分析及び規制・監督官庁のガバナンス、債券市場の取引状況や上場企業数（業種構成）、金融インフラ（電子決済等）等、現況の金融セクター改革の状況含めて、情報の収集を行う。

- ・ イラク全土における製造業、農業、食品加工、建設・不動産、ヘルスケア（医療機器・医薬品製造）等の分野を対象とし、主要な地場既存企業について国営企業、民間企業（大企業）、中小企業（SME）ごとにリスト化する。同情報収集においては、可能な範囲で基礎情報（産業別の企業数、企業規模、産業別 GDP 付与率、経営年数、ジェンダー比、従業員の年代構成比、海外からの受注状況、上場の有無国内外からの投資状況、ガバナンス、産学連携状況等）の情報収集を行う。さらに、各産業における構造的課題（投資不足、技術不足、人材育成の遅れ、設備の老朽化、バリューチェーンの脆弱性、国際競争力の低さ等）を分析する。これらの分析結果を基に、イラク産業構造のマッピング（産業×企業マトリクス図）を作成するとともに、各市場における資金ニーズを明らかにし、具体的な有望投資先をリスト化し、潜在的な成長産業に関する中長期的な予測を行う。

3) イラクにおける投資環境・法整備・ガバナンスに関する情報収集・分析

- ・ イラク全土における投資関連法制度（外国投資家に付与される税制優遇措置、投資許可制度の運用状況、手続の透明性、許認可審査等）の実態について情報収集・分析を行う。また、これらの投資関連法制度における課題（許認可の遅延、行政調整の不備等）を列挙し分析を行う。また、投資阻害要因や参入障壁（治安情勢、汚職、行政手続の煩雑性、電力不足、金融アクセスの制約、税務及び支払いリスク等）について情報収集・分析を行う。
- ・ イラクにおける投資およびビジネス環境について、国際機関が発表する指標および報告書を用いて体系的に整理する。指標については、中東地域の主要国（例：UAE、サウジアラビア、ヨルダン、エジプト等）との比較分析を行い、イラクが地域内でどのような位置づけにあるのか、強み・課題を明らかにする。
- ・ イラクにおける民間セクターおよび公的セクターが円滑に企業活動を行うために必要な類似する法律・規制（消費者保護法、競争・独占禁止法、イラク製品保護法等）の有無や施行状況について情報収集・分析を行う。

4) イラクにおける地政学リスクに関する情報収集・分析

- ・ 中東域内における主要な地政学リスク（政治的緊張、紛争、外交関係、宗派対立、域内勢力図、油価の変動等）を体系的に整理し、当該リスクがイラクにおける経済、金融市場、資本市場に与える影響を定量的・定性的に分析する。

5) イラクにおけるインフラに関する情報収集・分析

- ・ イラク全土における産業活動を支える基本インフラ（電力（送配電網含む）、石油・ガス供給、ロジスティックス（港湾含む））の整備状況および脆弱性について情報収集・分析を行う。またエネルギー供給（電力・ガス）をイランに依存していることによる供給不安定性、電源開発の遅れ、頻発する停電、ならびに米国の対イラン制裁による影響について整理する。

6) イラクにおける他ドナーの産業多角化支援に関する情報収集・分析

- ・ イラク全土における産業多角化支援に関する他ドナーの支援状況及び今後の支援計画について情報収集・分析を行う。
- ・ 他ドナーが実施したプログラム内容について、プログラムの目的・アプローチ・成果を取りまとめるとともに、そこから得られた教訓（アプローチが効果的であった場合の成功要因、効果的でなかった場合の要因）についても整理する。周辺中東諸国のプログラム例についても、情報収集を行い、イラクにおけるプログラムとの差異や教訓（成功・失敗の要因）、イラクにおける実施可能性も報告書内に含める。

7) イラクにおけるスタートアップ振興政策に関する情報収集・分析

- ・ イラク中央政府レベルの国家開発計画内におけるスタートアップ振興に関する戦略及び実施中の政策について情報収集・分析を行う。
- ・ イラク政府においてスタートアップ振興政策を担う、担当機関の体制、組織概要、役割、人員、予算・財務状況に関し、情報収集・分析を行う。
- ・ イラクにおける起業環境・法整備状況について基礎的な情報（スタートアップ関連法制度、投資・税制優遇、金融アクセス、インターネット等の各種インフラ整備の状況等）及び起業における阻害要因について情報収集・分析を行う。

8) イラクにおけるスタートアップ及びエコシステムに関する情報収集・分析

- ・ イラクにおけるスタートアップ市場に関する基礎指標（GDP 構成比、潜在的成長率等）について情報収集・分析を行い、中東主要国との比較により位置づけ及び特有の強み・課題を明確化する（可能な限り経年データを収集）。
- ・ スタートアップ労働市場に関する基礎指標（労働力人口、年齢構成、ジェンダー比、賃金、失業率、人材の能力・成長性、人材育成環境等）について分析し、国内地域間及び中東諸国との比較を行う（可能な限り経年データを収集）。
- ・ スタートアップ企業に関する基礎情報（産業別企業数、規模、ステージ、GDP 寄与、投資状況、ガバナンス、産学連携、支援プログラム受講経験、VC/CVC 支援、女性起業家の状況等）を収集・分析する。
- ・ 上記を踏まえ、重点分野（Fintech、エネルギー・再エネ、アグリテック等）を考慮した企業構造マッピングを作成し、特徴・分布・成長見込みを可視化する。
- ・ スタートアップ・エコシステムの実態について（R&D、資金供給、投資動向、インキュベーション／アクセラレーション、起業家コミュニティ、イノベーションハブ、産官学連携等）多角的に分析し、構造及び構成要素間の関係性を整理する。
- ・ エコシステムのマッピング及び中東主要国との比較分析を通じ、構造的な強み・課題を明確化するとともに、地域間連携（越境アクセラレーション、投資プログラム等）の可能性を分析する。
- ・ スタートアップ企業の課題（資金、技術・インフラ、規制、ビジネス環境、地域間格差等）を整理するとともに、企業アンケート等を通じて支援ニーズ（資金調達、規制、インフラ、人材、市場アクセス等）を分析する。
- ・ VC/CVC の視点から、市場・エコシステムの評価（投資妙味、成長性、リスク、制度環境、Exit、人材水準等）を行い、投資促進に向けた改善点を明確化する。

9) イラクにおけるスタートアップ向けの資金供給構造に関する情報収集・分析

- ・ 国内外の VC（リージョナル VC 含む）・CVC・政府系ファンド・国際機関・財閥系企業・一般企業など、スタートアップ投資主体の特定、マッ

ピングをし、各投資主体の投資余力、投資方針、注力領域、投資ステージ、投資規模に関する情報収集・分析を行う。

- ・ 資金フローの把握（どのスタートアップ分野に、どの投資主体が、どれだけの資金を供給しうるか）し、資金が流れやすい領域・支援が手薄な領域のギャップ分析を行う。
- ・ イラクのスタートアップ・エコシステムにおける資金循環の実態と潜在的な資金需要・供給のマッチング可能性を明らかにする。さらに、中東地域の主要国（UAE、サウジアラビア、ヨルダン、エジプト等）との比較分析を行い、イラク特有の強み・課題を明確にする。
- ・ さらに、イラク国内で最も投資資金を集めているトップ 30 のスタートアップ企業をリストアップし、投資主体・資金規模・分野別のマッピングを行い、資金集中の傾向や有望領域の可視化を図る。

10) イラクにおけるデジタル金融に関する情報収集・分析

- ・ イラクにおけるデジタル金融・フィンテック市場の実態把握を目的として、決済インフラ、通信環境、デジタル ID、キャッシュレス決済の普及率、サービス提供領域、利用者層等基礎的な情報に関する情報収集・分析を行う。また主要プレイヤー（銀行、通信企業、フィンテック企業、国際機関等）の特徴・戦略・市場ポジションを明確化する。
- ・ イラクにおけるデジタル金融に関連するリスク・セキュリティ面（サイバーセキュリティ、個人情報保護、詐欺対策、利用者保護制度等）について、現状と課題を明確化する。上記分析結果を踏まえ、イラク国内のデジタル金融サービスのマッピングを作成し、サービス別の特徴や成熟度を可視化する。併せて、中東地域（UAE、サウジアラビア、ヨルダン、エジプト等）との比較を行い、イラクのデジタル金融の位置づけ、強み・課題、成長可能性を明確にする。

11) イラクにおける他ドナーのスタートアップ支援に関する情報収集・分析

- ・ イラク全土におけるスタートアップ支援に関する他ドナーの支援状況及び今後の支援計画について情報収集・分析を行う。
- ・ 他ドナーが実施したプログラム内容について、プログラムの目的・アプローチ・成果を取りまとめるとともに、そこから得られた教訓（アプロ

一チが効果的であった場合の成功要因、効果的でなかった場合の要因)についても整理する。周辺中東諸国のプログラム例についても、情報収集を行い、イラクにおけるプログラムとの差異や教訓(成功・失敗の要因)、イラクにおける実施可能性も報告書内に含める。

1 2) イラクにおける日本企業・外国企業の進出状況に関する情報収集・分析

- ・ イラク全土における日本企業・外国企業の主要企業進出状況(企業数、進出分野、事業規模、投資規模、事業形態(単独・合併等)、取引構造、事業課題、今後の投資意向、成功要因、参入戦略、政府との連携状況等)について情報収集・分析を行う。また、イラクの産業多角化政策やスタートアップ振興政策との整合性についても整理する。また日本企業の活用余地が高い分野及び日本の強みが発揮できる分野を特定する。
- ・ 上述の調査結果を踏まえ、イラクにおける日本企業の投資促進や企業活動の円滑化に向けて必要な政策支援・制度改善・ビジネス環境整備の方向性を整理する。また、中東主要国(UAE、サウジアラビア、ヨルダン、エジプト等)への日本企業進出状況との比較も行い、イラク市場の特徴・課題・ポテンシャルを明確化する。

(2) 調査結果に基づく課題の抽出、解決に向けた施策の検討及び有効性検証のための実証実験実施に向けた実施計画の作成

1) 調査結果に基づく課題整理、打ち手及び仮説の設定

- ・ 産業多角化については、製造業、農業・食品加工、ヘルスケア、建設・不動産、エネルギー関連など主要産業ごとに、産業構造や競争力、バリューチェーンの現状を整理する。政策・制度面でのボトルネックや投資、技術、人材、インフラにおける各制約要因を明らかにしつつ、市場の優位性や潜在性、成長ポテンシャルおよび日系含む外国企業との連携余地を踏まえながら、各産業における競争力強化や付加価値向上に必要な介入のあり方、革新的な技術の導入やそのビジネスモデル、さらには民間投資や外国企業参入を促進するための施策に関する打ち手を考え、仮説を設定する。
- ・ スタートアップ振興については、エコシステム全体における、人材、資金、制度、支援機関、市場の観点から現状を分析し、起業から成長段階

に至る各フェーズにおける課題を整理する。その際、資金供給の不足、インキュベーション機能の弱さ、規制環境などを具体的に明らかにする。これを踏まえ、スタートアップの成長加速に資する支援メカニズム、投資や市場拡大を促進するためのエコシステム強化に資する方向性、さらには産業多角化に資するスタートアップ創出モデルについて打ち手を考え、仮説を設定する。

- ・ 日系企業のイラク進出に関しては、許認可制度、法制度、税制といった制度面の障壁に加え、インフラ、金融アクセス、治安面などの実務的課題を整理する。また、既存の外国企業や日本企業と協業する現地パートナーを可能な範囲で整理し、現地パートナーとの協業に係る必要性やメリットについて、リスク含め整理することとする。そのうえで、制度改善や支援スキームによる参入促進の可能性、現地企業やスタートアップとの協業の有効性、そして特定分野における日本の技術やビジネスモデルの適合性について検証する。

2) 調査結果および仮説を踏まえた実証実験の位置づけ（背景・目的）

- ・ 上記で整理した課題、解決に向けた施策及び仮説を実際のビジネス環境下で検証する。実証実験では、①調査で抽出した課題の整理②解決に向けた打ち手となる仮説の設定③当該仮説を検証する実証実験の実施計画の策定を含む実効性のある対応策を検証する場としての実証実験を検討する。また、将来的な海外投融資等の JICA 事業や、民間投資の具体化に資する裏付けを創出するとともに、日系企業の参入可能性やビジネスモデルの成立性を検証することを目的とする。実証実験の規模や内容は、調査を通じて整理された課題に応じて異なることを想定する。

3) 実証実験における検証対象および実施スコープの整理

- ・ 産業多角化とスタートアップ振興について、それぞれ仮説の設定を行う。仮説設定においては、複数の重点セクターを選定し、それぞれにおいて対象となる企業やスタートアップ、政府機関等を明確化する。また、技術導入、バリューチェーン改善、資金調達、アクセラレーション機能の強化など、具体的な検証テーマを設定する。実施スコープとしては、対象地域、対象企業数、実施期間等を定義するとともに、関係機関の範囲や役割分担等についても整理する。

4) 実証実験の内容および実施方法

- ・ 実証実験では、設定した仮説を検証するため、技術の導入や事業モデルの実証、現行制度の検証など、具体的な活動内容を設計する。実施にあたっては、実施主体および協力機関の役割分担を明確化し、準備段階から実施、モニタリング、評価に至る一連のプロセスを体系的に整理する。また、KPI を設定したうえで定量・定性の両面から評価を行うとともに、現地パートナーとの協働体制やリスク管理の枠組みも構築する。

5) 実証実験を通じて想定される成果および成果物

- ・ 実証実験を通じて、設定した仮説の有効性や課題が明らかになるとともに、教訓や実装可能なビジネスモデル、制度改善の方向性が抽出されることが期待される。また、投資促進や企業参入に向けた具体的な示唆が得られるほか、本格展開に向けた課題と対応策が整理される。成果物としては、実証実験の詳細設計を示す実施計画の作成を想定する。

6) 想定される実証実験の予算規模およびコスト配分の考え方

- ・ 実証実験の予算については、小規模なパイロット相当の規模を想定する。費用の内訳としては、渡航費、実証実験実施費、現地再委託費、専門家派遣費、機材・設備費、運営管理費などを想定する。また、将来的な海外投融資等の事業や、民間投資の誘発や事業拡大を見据え、スケールアップ時の費用構造を意識した設計とする。

7) 日系企業の役割および実証実験における位置づけ

- ・ 日系企業は、実証実験において課題解決に資する技術やノウハウの提供主体として重要な役割を担う。具体的には、製造業における生産性向上技術、農業や食品加工分野の高度化技術、医療・ヘルスケア分野の技術、さらにはデジタルやフィンテック関連の技術などが活用され得る。また、技術提供にとどまらず、事業モデルの設計、産業人材の育成、運営管理への支援、さらには投資を含む関与も想定される。

(3) 産業多角化及びスタートアップ振興に向けた具体的提言と JICA への具体的支援内容の提言

上記第4条（1）情報収集・分析を通じ、イラクにおける産業多角化およびスタートアップ振興に向けた、必要な日本の協力案について具体的提言をまとめる。提言をまとめるにあたり、イラク政府への提言および JICA 支援策の提案の2点を含める事。また JICA 支援策の提案に際しては、JICA で実施可能な短期的（今後3～4年程度）の協力案、民間投資の活用や、他ドナー・政府機関等との連携を行うことも念頭にした中・長期的（今後10年程度）の協力案についても検討する。

（4）報告資料作成及び報告会の実施

上記基礎調査の結果を報告書（案）として取りまとめ、報告会を開催し、その内容について JICA と協議・確認を行う。その後イラク政府関係者とも報告会を開催し、基礎調査結果について説明し、内容について協議・確認を行う。イラク側から内容についてコメントがなされた場合は、これを十分に検討し JICA 側と協議の上、必要に応じて反映させるものとする。

第5条 報告書等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下の通り。本契約における成果物は、ファイナル・レポートとする。

（1）業務計画書

提出時期：契約締結より 10 営業日以内

部数及び形式：電子データ（和文）

（2）インセプション・レポート

提出時期：2026年10月15日

部数及び形式：電子データ（和文、英文）

（3）インテリム・レポート

提出時期：2027年2月26日

部数及び形式：電子データ（和文、英文）

（4）ドラフト・ファイナル・レポート

提出時期：2027年10月31日

部数及び形式：電子データ（和文、英文）

（5）ファイナル・レポート

提出時期：2027年12月28日

部数及び形式：製本版（和文 3 部、英文 3 部）、電子データ（和文、英文）、CD-R（和文 3 部、英文 3 部）

第 6 条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

別紙 1：報告書目次案

報告書目次案

本目次案は、発注段階の案であるため、最終的な報告書の目次は、現地調査の結果及び発注者との協議に基づき、最終確定する。

第1章 調査の概要

1-1 調査の背景・目的

1-2 調査方法（基本方針、調査工程、要員計画（実績））

第2章 調査結果

2-1 マクロ経済・産業構造

2-2 ビジネス・投資環境

2-3 スタートアップ・エコシステム

2-4 外部支援/外資・日本企業の動向

第3章 調査結果に基づく分析・提案

3-1 調査結果に基づく課題の抽出、解決に向けた施策の検討

3-2 施策の有効性検証のための実証実験実施に向けた実施計画

3-3 産業多角化及びスタートアップ振興に向けた具体的提言

3-4 JICA への具体的支援内容の提言

**技術提案書にて特に具体的な提案を求める事項
(技術提案書の重要な評価部分)**

技術提案書の作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章「2. 技術提案書作成上の留意点」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書を参照すること。

No.	提案を求める内容	特記仕様書への該当条項
1	限られた期間及びリソースの中で必要な情報を効率的かつ効果的に収集する観点から、机上調査（AI の活用を含む）及び現地調査の対象・範囲、調査項目の優先順位並びに AI 等の具体的な活用方法について提案を求める。	第4条 調査の内容（1）
2	調査目的の達成に向けた、国内外のヒアリング対象機関・企業等の選定方針及び選定理由について提案を求める。	第4条 調査の内容（1）
3	産業多角化に係る重点セクター選定の考え方対象国の経済・産業構造、政策動向、市場性、雇用創出効果及び我が国との協力可能性等を踏まえ、重点的に分析すべき産業セクターの選定に係る考え方及び評価の視点について提案を求める。	第4条 調査の内容（1）

第3章 技術提案書作成要領

技術提案書を作成するにあたっては、「第2章 特記仕様書」に記載されている内容等を技術提案書に十分に反映させることが必要となりますので、その内容をよく確認して下さい。

1. 技術提案書作成に係る要件

本業務に係る技術提案書作成に際して、留意頂くべき要件・留意事項について、以下のとおりです。

(1) 業務の工程

「第2章 特記仕様書」を参照し、求められている業務の工程を確認してください。

(2) 業務量の目途

機構が想定する業務量の目途は次のとおりです。以下の数字は、機構が想定する目途ですので、競争参加者は、「第2章 特記仕様書」に示した業務に応じた業務量を算定してください。

(全体) 9.00 人月

(現地渡航回数：延べ4回)

※ 現地業務期間や渡航回数については、提案する作業計画に基づき、競争参加者が自由に提案することができますが、それらに係る経費を含む入札価格が予定価格を超える場合は落札者とならないので、ご注意ください。

(3) 業務従事予定者の経験、能力

別紙3 技術提案書評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事予定者が担う担当専門分野を提案してください。なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。総合評価落札方式では業務管理グループ（副業務主任）は想定していません。

また、評価対象者を評価するに当たっての格付の目安、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者：(業務主任者／〇〇 格付の目安(2号))】

1) 対象国及び類似地域：イラク国及びその他中東、途上国地域

2) 語学能力：英語

※本業務は、イラク及び周辺国の政治・経済・産業動向を踏まえた高度な分析

を要するほか、課題抽出、仮説設定及び将来的な支援事業につながる実証実験計画の検討を含むことから、高度な専門性を要する基礎情報収集・確認調査として実施するため、格付の目安を2号とする。

(4) 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

- 現地情報収集

(5) 配付資料／公開資料等

1) 配付資料

- 案件概要表
- 「民間セクター開発に係る基礎情報収集・確認調査」実施に向けた事前調査

2) 公開資料

- JICA クラスター事業戦略「イノベーション創出に向けたスタートアップ・エコシステム構築支援」
https://www.jica.go.jp/Resource/activities/issues/private_sec/ku57pq00002cub2j-att/ninja_strategy.pdf
- イラク国 若年層雇用環境及び起業環境に関する情報収集・確認調査 ファイナル・レポート
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/12381497.pdf>

(6) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	無
2	通訳の配置	無
3	執務スペース	無

4	家具（机・椅子・棚等）	無
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

（７）安全管理

- 1) 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA イラク事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制を技術提案書に記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

- 2) 現地作業期間前には、業務従事者全員について、旅行日程・滞在先・連絡先等を外務省たびレジに登録し、滞在先の最新の海外安全情報や緊急事態発生時の連絡メール、緊急連絡などが受け取れる体制をとること。
- 3) 本業務従事者の邦人・ローカルコンサルタント等がイラクで活動する際には、安全対策措置や JICA 本部、JICA イラク事務所及び本邦コンサルタントの指示に基づいて十分な安全対策を講じることとし、JICA イラク事務所と常時連絡が取れる体制とする。特に地方部にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとるよう留意すること。現地調査中における安全管理体制については、プロポーザルに記載すること。また、かかる安全対策経費に関しては、4.（2）に記載のとおり、別見積とする。
- 4) イラクにおける治安情勢に鑑み、現地調査及び現地情報の収集に関しては、ローカルコンサルタントの雇用及びその支援・補助業務を現地再委託により実施することを認める。現地再委託費については、以下4.（3）に記載のとおり、定額計上とする。
- 5) 本業務再委託先のローカルコンサルタント等が、「外務省渡航情報危険レベル3以上の地域」もしくは「JICA 安全対策措置による渡航禁止地域」（以下、「危険地域」という。）において再委託業務を実施することが想定される場合は、契約書において①再委託先が、その業務従事者への安全対策も含め、自身の責任で再委託業務を実施する

ように規定する、②契約時には、現地で想定される危険に対し、本業務受注企業が必要と考える安全対策の手段を明示し、そのための必要経費を計上する、③右に基づき、再委託先は業務従事者に対する安全対策を履行することを規定する、④本契約に基づく業務渡航は JICA の安全対策措置の対象となる事を再委託先に明示し、⑤再委託先は委託先及び JICA イラク事務所と常時連絡が取れる体制とすることを規定すること。また⑥現地における法令及び契約慣行をふまえ、必要に応じて、使用者（発注者）の免責について、付記することを検討すること。

- 6) 再委託業務により、再委託先の業務従事者が危険地域に渡航し、あるいは業務に従事することが予期される場合は、委託先は再委託先と以下の対応について合意すること。
- ① 再委託先は、現地の警察、軍、治安関係者、その他のソースからの安全情報を収集し、必要なアドバイスを受ける。
 - ② 再委託先の業務従事者は、携帯電話等の連絡手段を確保し、常に委託先と連絡を取ることを確保する。
 - ③ 再委託先の対象地域での活動・地域間の移動は原則として日の出から日の入りの間とする。
 - ④ 再委託先の業務従事者の現地での活動計画について、1 か月先までの活動計画書を常時委託先および委託先を通じて JICA 中東・欧州部及びイラク事務所の案件担当者に共有する。
 - ⑤ 再委託先の業務従事者の緊急連絡先を委託先、委託先を通じて JICA 中東・欧州部及びイラク事務所に共有する。
 - ⑥ 本業務実施中に業務対象地での安全性に懸念が生じ、JICA が対象地の変更や業務の一時中断を含めた判断を行った場合、再委託先は委託先または JICA からの連絡に従う。また、再委託先が安全確保を第一とする観点から業務を中断した場合、速やかに委託先および JICA 中東・欧州部及びイラク事務所に報告する。

2. 技術提案書作成上の留意点

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

具体的な記載事項や留意点について以下のとおりです。

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

類似業務：産業情報分析／スタートアップ・エコシステム構築支援に係る各種業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

1) 及び 2) を合わせた記載分量は、15 ページ以下としてください。

3) 作業計画

上記 1)、2) での提案内容に基づき、本業務は成果管理であることから、作業計画に作業ごとの投入量（人月）及び担当業務従事者の分野（個人名の記載は不要）を記述して下さい（様式 4－3 の「要員計画」は不要です。なお、様式 4－4 の「業務従事予定者ごとの分担業務内容」は記載ください）。記述に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の「I. 1. プロポーザルに記載されるべき事項」の「(2) 業務の実施方針等」を参照してください。また、様式についても、同ガイドラインの当該様式集を使用してください。

4) その他

相手国政府又は JICA（JICA の現地事務所を含む。）からの便宜供与等に関し、業務を遂行するに当たり必要な事項があれば記載して下さい。

(3) 業務従事予定者の経験・能力等

評価対象業務従事予定者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する経験を記載願います。

3. 経費積算に係る留意事項

本業務に係る経費を積算するにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(1) 報酬について

本件業務については、「紛争影響国・地域における報酬単価の加算」の対象としますので、月額報酬単価の上限額が加算されます。「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」の「別添資料 2：報酬単価」より、「紛争影響国・地域における報酬単価（月額上限額）」を参照してください。

(2) 本案件に係る業務量の目途

上記1.(2)に記載している機構が想定する業務量の目途を参照して下さい。

(3) 別見積

以下の費目については、入札金額には含めず、別見積書として作成し、「第1章 入札の手続き」の「6.(2) 提出方法」に基づき提出してください。下記に該当しない経費については、別見積として認めず、提案者負担とします。

- ・直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの

(4) 定額計上について

■ 本案件は定額計上があります(26,919,000円(税抜))。

以下の費目を定額計上とします。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、技術提案書の提出時の見積には含めないでください。

定額として計上する経費は契約開始後に内容を確定します。精算報告の対象となり、証拠書類に基づいて実費精算します。

	対象とする経費	該当箇所	金額(税抜き)	金額に含まれる範囲	費用項目
1	現地情報収集・分析の実施	「第2章 特記仕様書 第4条調査の内容(1)情報収集・分析」	8,000,000円	調査費一式	現地再委託
2	安全対策経費	「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項2.業務実施上の条件(6)安全管理」	919,000円	戦争特約保険料一式	旅費(その他)
3	安全対策経費	「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項2.業務実	18,000,000円	防弾車借上非一式(警護費用含む)	一般業務費(車両関連費)

		施上の条件（6）安全管理			
--	--	--------------	--	--	--

（５）旅費（航空賃）について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用（買替対応費用）を加算することが可能です。買替対応費用を加算する場合、加算率は航空賃の10%としてください（首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く）。

（６）ランプサム（一括確定額請負）型の対象業務

本業務においては、「第２章 特記仕様書」で指示したすべての業務を対象としてランプサム（一括確定額請負）型の対象業務とします。

（７）その他留意事項

- 1) 渡航にあたっては公用旅券が必要なため、旅券発給・受領の関係で日本発着が必須となります。
- 2) 邦人が現地調査を実施する場合の警備会社については、イラク政府から警備会社としてのライセンスを取得していることはもとより、防弾車仕様、携行武器、警護要員の経験等の様々な項目を満たすことが必要となります。バスラで活動する警備会社の中で該当すると考えられる企業を参考までに以下に記載します。なお、下記の企業以外の場合、契約交渉の段階で確認を求め、場合によっては別の警備会社との契約を含む見直しを求めることがあります。
 - ・ CR (Control Risks)
 - ・ GardsWorld (Aegis)
 - ・ Constelis (Olive)
 - ・ Harlow International (Al Murabit)
- 3) 渡航可能地域のうち、ディカール県及びムサンナ県での現地調査は日帰りのみとし、それぞれディカール県及びムサンナ県での宿泊は認めません。また、バスラ県 からディカール県及びムサンナ県への移動はコンボイ（1 コンボイは防弾車3 台で構成。コンボイ当たり最大 4 名乗車）での移動となるため、大人数での移動は避けるようにしてください。

4) 邦人の現地調査時における宿泊先は、JICA イラク事務所が認める以下の宿泊施設のみとします。

- ・ Al-Burhan Group 運営の Al-Burhan Business Centre (ABG キャンプ)
- ・ Al Majal Business Park (AMBP) @バスラ
- ・ Iraq Energy City (IEC) @バスラ
- ・ Erbil International Hotel @エルビル
- ・ Ramada Hotel @エルビル
- ・ Divan Hotel @エルビル
- ・ Titanic Hotel @スレイマニア
- ・ Slemani Rotana Hotel @スレイマニア
- ・ Grand Millennium Hotel Sulaimani @スレイマニア
- ・ Rixos Hotel @ドホーク
- ・ Dilshad Hotel @ドホーク
- ・ iyan Hotel @ドホーク
- ・ DDK Hotel @ドホーク

以上

別紙3：技術提案書評価配点表

技術提案書評価配点表

評 価 項 目	配 点
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)
(1) 類似業務の経験	6
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)
ア) 各種支援体制（本邦／現地）	3
イ) ワークライフバランス認定	1
2. 業務の実施方針等	(70)
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	65
(2) 作業計画等	(5)
ア) 要員計画	－
イ) 作業計画	5
3. 業務従事予定者の経験・能力	(20)
(1) 業務主任者の経験・能力	(20)
1) 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／〇〇</u>	(20)
ア) 類似業務等の経験	10
イ) 業務主任者等としての経験	4
ウ) 語学力	4
エ) その他学位、資格等	2